

監 査 報 告

私たち監事は、下古屋自治区規約第13条第5項に基づき、
令和8年3月1日に会計及び資産の状況、業務執行の状況を
関係諸帳簿により監査いたしました。
その結果は、いずれも適正且つ正確に処理されていることを
認めましたので報告いたします。

令和 8年3月15日

監 事

今井 勝



同 上

安藤弘治

